

第 1 回懇談会を踏まえた論点整理（各委員の主な意見）

I 総論

- ・経済学の主な問題関心は、社会・経済全体であることから、それを捉えた統計は重要なものである。誰もが広く活用することができる統計には「公共財」としての側面がある。（川口）
- ・統計情報が国民から負託された財産であるとの認識を持つ必要がある。（神林）
- ・適切な政策立案には、その前提となるデータが必要となることから、統計は政策立案の根拠を提供するものと言える。（神林）
- ・政策が定められた対象に効果を発揮しているのかを特定できる資料として、統計は行政情報の側面を持つことから、統計は政策遂行の道具と言える。（神林）
- ・近年、EBPMとして公正かつ透明な政策立案が強く求められる中、現実の客観的な把握並びに正確な将来の見通しの提供という統計の社会的使命は、一層重要性を増している。（神林※経済統計学会声明）
- ・統計の設計・集計は他の行政から独立して技術的観点から行われなければならない。統計作成の独立性確保が厚生労働省における再発防止策に当たっては重視されるべき。（川口）
- ・統計は国の志でもある。行政は、国としてどういう課題を抱えているかを常に考える必要があり、今ある統計が必ずしも十分ではない場合には、国づくりの中で統計を作っていく必要がある。したがって、統計を所管する特別な部局だけでなく、全ての部局で統計に関心を持ち、政策立案等の観点から統計を進化させなければならないという問題意識を常に持つておくことが必要。（吉川）
- ・統計の利用を通じて統計の質を向上させるという視点で改革案を考えるべき。（小峰）

II 今回の統計問題の総括

- ・今回の不適切事案の原因の一つは、政策立案と遂行の分化により、統計を作成するインセンティブが弱くなったことが挙げられる。（神林）
- ・今回の毎勤事案で最も問題とされるのは、調査方法の変更が担当部局の独断で行われ、公表されなかったこと。（神林）
- ・毎勤の事案において最も問題とされるのは、サンプリングのズレが10年以上放置されていたことであり、調査の個票が外部の目に触れる機会がなかったことが原因である。（川口）
- ・厚生統計に関しては専門的な知識を持つ人材がいるが、労働統計に関しては必ずしもそうではなく、所管統計について統計の専門家に普段から相談する意識が欠けている。（美添）

Ⅲ 今回の統計問題の総括を踏まえた再発防止策

1. 統計に関する認識・リテラシーの向上

(1) 研修の実施

- ・統計における専門的な知識、情報技術の知識を習得させるため、統計業務を担わせる職員に計画的に研修を受講させる。(川口※統計委員会建議)
- ・統計作成部局における統計教育を体系化し、経験を蓄積できる体制を構築すること。(神林※日本統計学会 1月声明)
- ・調査の設計、母集団情報、調査客体数、回収率、欠測値処理を含めた推定手法、達成精度の評価などを提供する必要(美添※日本統計学会提言)

(2) 人事交流の推進

- ・若手研究者等の任期付職員としての採用や学界との交流に取り組む。(川口※統計委員会建議)
- ・各府省と統計学や経済学の専門家を交えた継続的な検討の場を実現(美添※日本統計学会提言)

(3) 統計職員のキャリアパス形成の見直し

- ・統計の専門家、経済的な見地から利用する専門家が省内でキャリアアップでき、リスペクトされる環境を整備していくことが重要。(小峰)
- ・統計専門職を系統的に育成し、専門性を継承させること。(美添)
- ・統計学又は経済学の修士号以上を保有する「統計技官」を新設し、人事上も処遇する(最終到達ランクは事務次官級)。10年以内に統計作成部局の1/5をそうした専門的な知識を有する者にすることが必要。(中室)
- ・小さな組織で、統計の専門家やシステムを理解できる人を抱えていくよりも、ガバナンスやシステムを使いこなす人を育てればよい。(梶木)

2. 統計業務の改善

(1) 統計ユーザーの視点に立った情報公開

- ・統計法にしたがって調査設計・推計方法など、調査計画の詳細を更改すること。(神林※日本統計学会 1月声明)
- ・研究者等が、統計の誤りを早期に発見できるよう、個票データを利用しやすい環境を整備することが重要。(川口)
- ・日本の政府統計の多くは企業IDを利用して個表レベルでも別の統計と合併することができない点も問題である。(川口)
- ・行政の「業務データ」が研究に利用できない点も課題である。(川口)
- ・異なる統計や行政データ、業務データの照合ができるようにし、研究者等によってデータの不備が発見されるようにすべき。(中室)
- ・行政記録情報の効率的な利用方法を検討すべきである。(美添)

(2) 適正な業務ルールに基づく業務の遂行

- ・各府省において、外部から結果数値に関する疑義照会があった場合の組織内情報共有ルール、結果数値等の誤りを発見した場合の対応ルール等を策定する。(川口委員※統計委員会建議)
- ・誤りを発見できるようにするためのチェック方法の改善や、過去の類似事案の有無の確認、類似事案に対して講じた再発防止策の効果検証を行う。(川口委員※統計委員会建議)
- ・政府全体で共有し、統計作成プロセス、特に審査分析方法の改善に活用。(川口委員※統計委員会建議)
- ・集計プログラムの確認の手続きを調査設計に組み込むこと。(神林※日本統計学会 1 月声明)

(3) システムの見直し

- ・統計に関するシステムを最新のものに見直すこと、その導入に向けた研究や予算が必要。さらに、それを使いこなす職員の育成が必要。(梶木、神林、美添)
- ・将来的なシステム改修を柔軟に行えるよう、また、システム構築後に着任した職員でも業務内容とシステムでの処理内容の双方が理解できるよう、システム自体をブラックボックス化させない。(川口※統計委員会建議)
- ・容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討。(川口※統計委員会建議)
- ・システムによるエラーチェックの実施を徹底。(川口※統計委員会建議)

(4) 統計作成室における業務見直し

- ・統計の調査設計は、技術的な観点から独立した立場で行うことができる制度設計とすべきである。(川口)
- ・省内に統計の専門部局を創設し、厚生労働省所管の統計を集約させることも必要。(中室)

(5) 調査実施機関との連携

(川口委員※統計委員会建議)

- ・名簿提出等による調査員の任命状況の確認、統計調査員による適切な調査を確保するための措置を調査の事務手引き等において定めることとする。
- ・総務省統計局が実施している調査員の業務の履行状況を国が直接確認する取組を導入する。
- ・調査実務を担当した民間事業者、地方公共団体等から、調査実施後等に今

後の調査プロセスの改善に向けた意見を聞いて、調査設計等に反映させるなど、調査プロセス改善の参考とする。

- ・地方支分部局など、本府省とは異なる機関を介する場合についても、コミュニケーションエラー等による業務の不適切な履行が生じないように、関係者間の連携を確保する。

(6) 統計等データの一元管理

- ・集計データは、電子データ化することを基本として、その保存期限の見直しも併せて行うこと。また、統計情報の附属情報の保存と提供も検討していくこと。(中室)
- ・集計データの管理に当たっては、Excel等の管理を改め、データベースを構築するために、専門のエンジニアの採用を強化すべき。(中室)
- ・都道府県や民間事業者など国以外の主体が保有・管理しているために永年保存されていない調査票情報等について、国に集約して保存する。(川口※統計委員会建議)

3. 組織の改革とガバナンスの強化

(1) 組織改革、省内における統計監査体制、相談窓口の確立

- ・上司と部下の間で密に情報を共有する組織とすること。(梶木)
- ・基幹統計、一般統計に関しては省内における統計作成部局に集約させ、統計作成・調査研究・研修機能を持っている新たな局を作るべき。(中室)
- ・最終決裁者について定期的な統計公表は局長級、統計に係る変更は大臣とし、代理決裁を原則認めないようにする。(中室)
- ・PDCAサイクルの確実な実行によるガバナンスの強化を図ること。(川口※統計委員会建議)

(2) 外部有識者の積極的な活用

- ・統計学者あるいは統計を十分に利用している経済学者など専門家との協力・相談体制は常に必要。(美添、吉川)
- ・業務改善においては、統計に精通する外部組織とのコンサルティング契約等の外部人材の活用することが効率的である。(中室)
- ・小さな組織で、統計の専門家やシステムを理解できる人を抱えていくよりも、組織の外でコンサルティングやシステムを作る会社と契約をすればよい。(梶木(再掲))
- ・コンサルティングをして意見を聞いてくれたり、内部チェックをしてくれる外部組織と契約するのが効率的。(梶木)
- ・公的統計調査の信頼性回復のため、公的統計作成プロセスに対する第三者監査を定常的に行い、この監査に公的統計専門家を参画させること。(美添※日本統計学会提言)

(3) 統計部門のリソースの拡充

- ・ 統計作成に係る十分な人材を確保するとともに、適切な予算を編成することが必要。(小峰、美添)
- ・ 日本の統計にかかる予算は他の先進国と比較して少ない。(中室)
- ・ 最新のシステム導入に向けた研究、それに必要な予算の確保。(梶木)
- ・ 調査の設計、母集団情報、調査客体数、回収率、欠測値処理を含めた推定手法、達成精度の評価などを提供するための人的及び財政的資源について判断する必要(美添※日本統計学会提言)

(4) 統計委員会との連携強化及び政府方針に対する迅速な対応

- ・ 統計委員会と密に連絡を取るような体制を整備。(吉川、美添)
- ・ 各府省が統計の精度の点検を継続する過程で、政府全体の専門家集団が精度の評価及び統計の改善のために組み込まれている協力体制の構築(美添※日本統計学会提言)
- ・ 政策の提案／立案／評価のプロセスのそれぞれにおいて必要となる統計情報は異なる。基幹統計は特定政策の提案を目的としていない一方、一般統計や行政情報は特定政策の提案や遂行により特化した情報と整理することができる。こうした観点を踏まえれば、中立であるべき基幹統計を現業官庁が直接管轄する利点は小さくなっており、基幹統計についてはすべて総務省統計局に移管することも考える必要がある。(神林)
- ・ 基幹統計、一般統計に関しては省内における統計作成部局に集約させ、統計作成・調査研究・研修機能を持っている新たな局を作るべき。(中室(再掲))
- ・ 政府全体として、統計組織の再編成等を通して統計に関わる総合調整機能を強化すること(美添)

4. 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組

(1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進

- ・ 個票データを広く活用できるように、オープンにしていくべき。(川口・小峰)
- ・ 雇用保険、年金等に関する業務上集計した行政データを研究目的に使うことができるような仕組みを構築すべき。(川口・中室)
- ・ 行政記録情報の効率的な利用方法を検討すべき。(美添)

(2) EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)

- ・ 厚生労働省内において更なるEBPMの推進を図るべき。(川口、小峰、中室)

- ・EBPMのフロントランナーとなるためには、博士号を持っている学識経験者にリーダーとなってもらい、省内の統計分析の経験がある職員が集まった専従のプロジェクトチームを作って、厚生労働省が保有する大量のデータを用いて、実際にEBPMを実践することが有効。(川口)

IV 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ

- ・基幹統計については統計の専門家を含む常設の研究会の設置。(神林：日本統計学会声明)
- ・統計学、経済学などの専門家と日常的に意見交換ができる仕組みを作ること。(美添)